

令和2年12月11日

福祉部地域ケア推進課

高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症の発生にかかる職員 相互応援について

1 基本的考え方

区内高齢者施設等で感染が発生した場合に、職員の人手不足等による施設機能の停止を防ぐため、異なる法人間で介護職員を迅速に派遣する制度を創設する。

2 対象施設

次に掲げる施設のうち、区内に設置されたものとする。

- (1) 介護保険法で規定する介護老人福祉施設及び介護老人保健施設
又は認知症対応型共同生活介護
- (2) 区が必要と認める短期入所生活介護、短期入所療養介護、小規模多機能型居宅介護、特定施設入居者生活介護、ケアハウス、都市型軽費老人ホーム

3 制度概要

- (1) 区と各高齢者施設が職員派遣に係る覚書を締結し、応援可能施設名簿を作成する。
- (2) 高齢者施設内で感染が発生し、自施設又は同法人内による対応が困難な場合には、施設から区へ応援の調整を依頼する。依頼を受けた区は、名簿をもとに応援元となる施設と必要人員を調整する。調整後、応援元と応援先の施設間で協定を締結し、職員を派遣する。

(参考) 新型コロナウイルス感染症発生にかかる職員相互応援フロー

